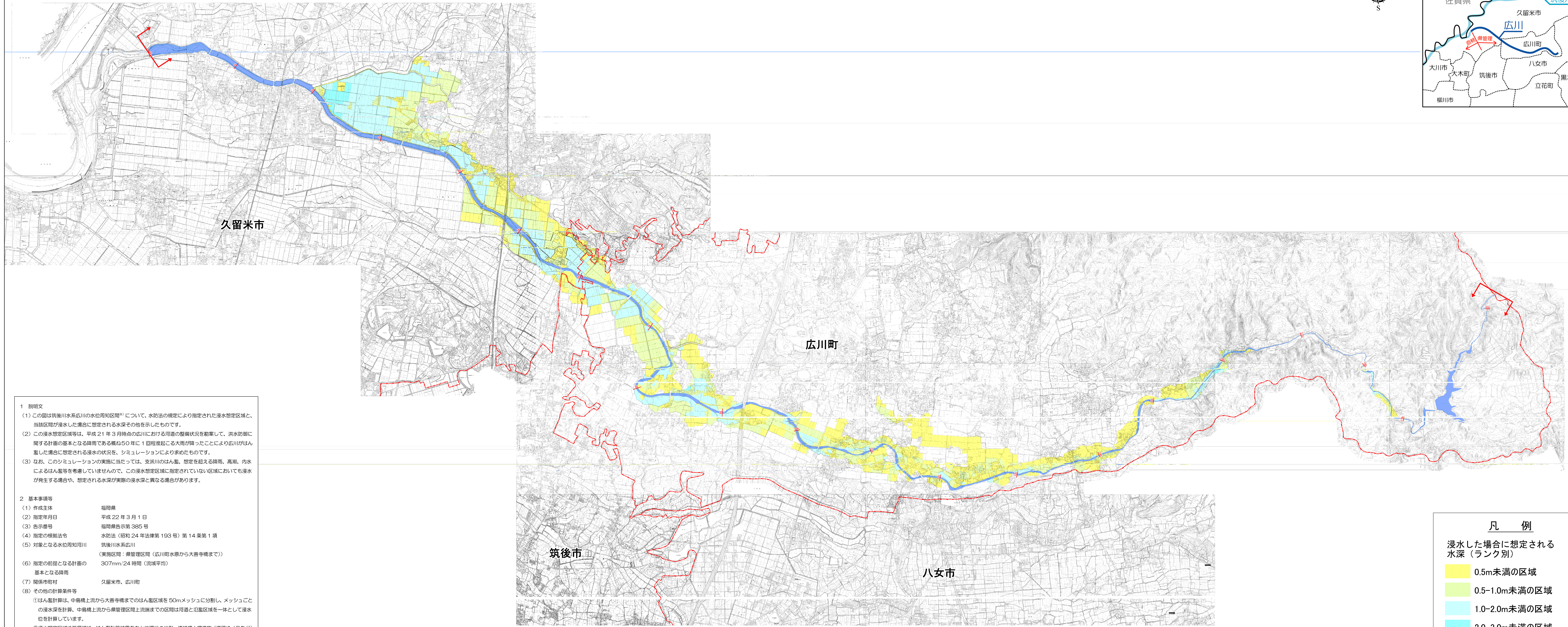
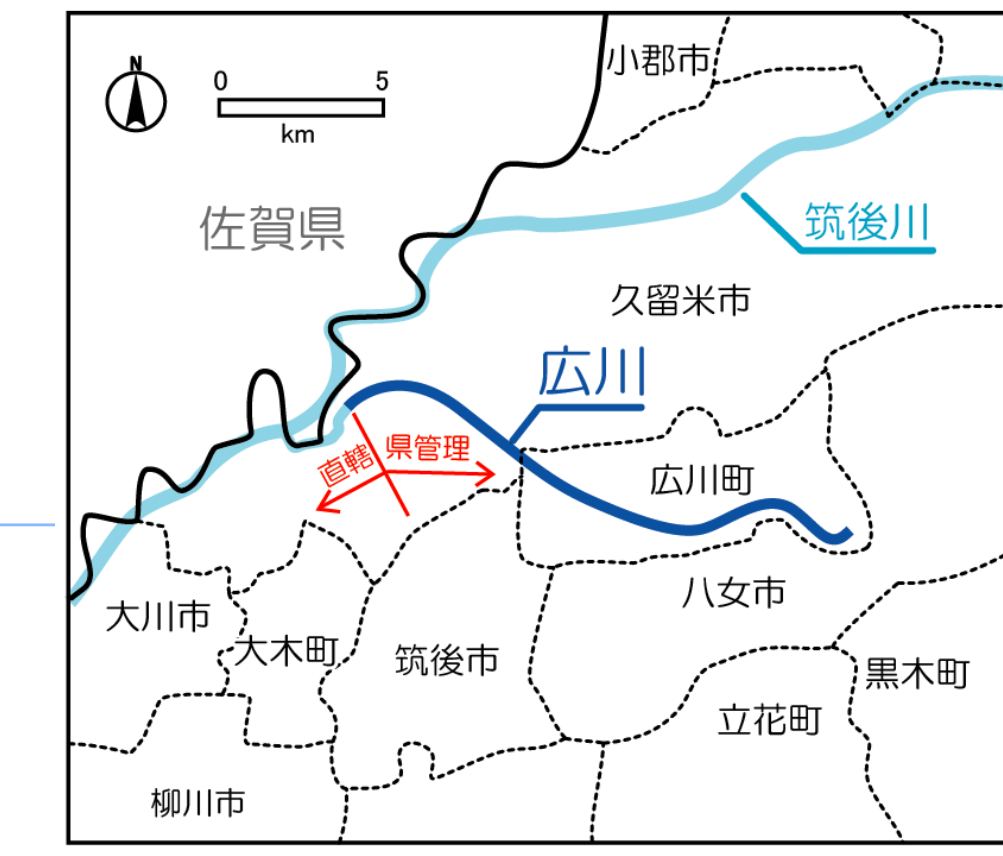
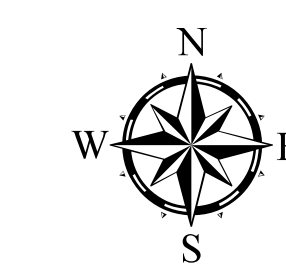


筑後川水系広川 浸水想定区域図



1 説明文

(1) この図は筑後川水系広川の水位周知区間[※]について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区間が浸水した場合に想定される水深その他を示したものです。

(2) この浸水想定区域等は、平成21年3月時点の広川における河道の整備状況を勘案して、洪水防衛に関する計画の基本となる降雨である概ね50年に1回程度起こる大雨が降ったことにより広川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施に当たっては、支派川のはん濫、想定を超える降雨、高潮、内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 福岡県

(2) 指定年月日 平成22年3月1日

(3) 告示番号 福岡県告示第385号

(4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項

(5) 対象となる水位周知河川 筑後川水系広川
(実施区間：県管理区間(広川町水原から大善寺橋まで))

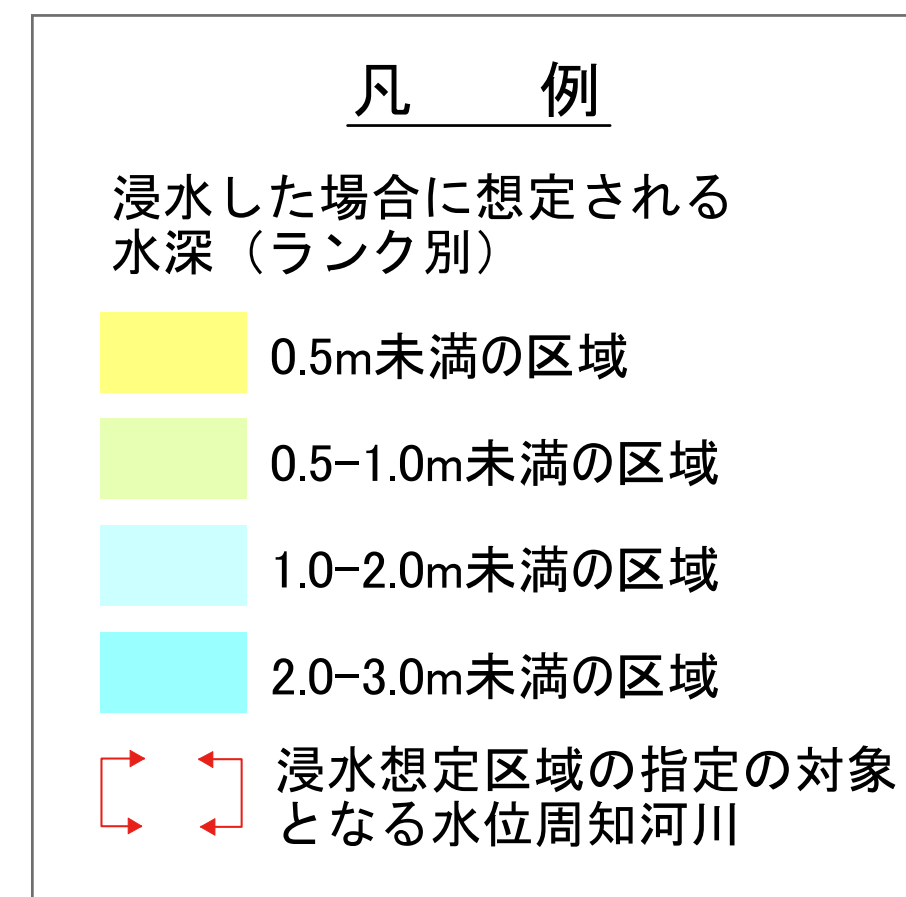
(6) 指定の前提となる計画の基本となる降雨 307mm/24時間(流域平均)

(7) 関係市町村 久留米市、広川町

(8) その他の計算条件等

①はん濫計算は、中島橋上流から大善寺橋までのはん濫区域を50mメッシュに分割し、メッシュごとの浸水深を計算、中島橋上流から県管理区間上流端までの区間は河道と氾濫区域を一体として浸水位置を計算しています。

②浸水想定区域や等深線は、はん濫計算結果をもとに現地の地形、連続盛土構造物(道路やJRなど)を考慮して図化しています。



※水位周知区間とは、避難判断水位(水防法第13条で規定される特別警戒水位)への水位の到達情報を通知及び周知する区間をいう。

